

アジア女性基金

事業報告会

【2000年度報告書】

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

(アジア女性基金)

はじめに

財団法人女性のためのアジア平和国民基金（アジア女性基金）は、いわゆる従軍慰安婦問題に関して、道義的な責任を痛感した政府の決定に基づき、政府と国民が協力して元「慰安婦」の方々に国民的な償いの気持ちを表わすための事業と、女性をめぐる今日的な問題解決のための事業を推進することを目的に、1995年7月発足しました。

今年、アジア女性基金は6年を迎え、この間、基金に課せられている事業は順調に進み、その使命を果たしております。今日までに、償いの事業を受け取っていただいた元「慰安婦」の方々はフィリピン、韓国、台湾で総計174名になりました。償いの気持ちを受けとめて下さいました被害者の方々のこれからの人生がいくらかでも安らかなものであるよう心から願っております。

アジア女性基金では、2000年度地方対策事業として、東京と大阪で事業報告会を開催いたしました。この報告書は、昨年11月29日に東京で行われた事業報告会の報告書です。ご一読いただければ幸いです。この東京での事業報告会には、アジア女性基金より、村山富市理事長を始め、大鷹淑子副理事長、伊勢桃代専務理事、有馬真喜子理事、大沼保昭理事、金平輝子理事、福山真劫理事、山口達男理事、和田春樹理事、運営審議会より、横田洋三委員長、笠見猛委員、高崎宗司委員が出席しました。

今後ともアジア女性基金に対するご支援とご協力を心からお願い申し上げます。

なお、アジア女性基金の事業と活動については、インターネット・ホームページでご覧になれます。（ホームページアドレスは奥付にあります。：2000年度地方対策事業担当 叶俊寛）

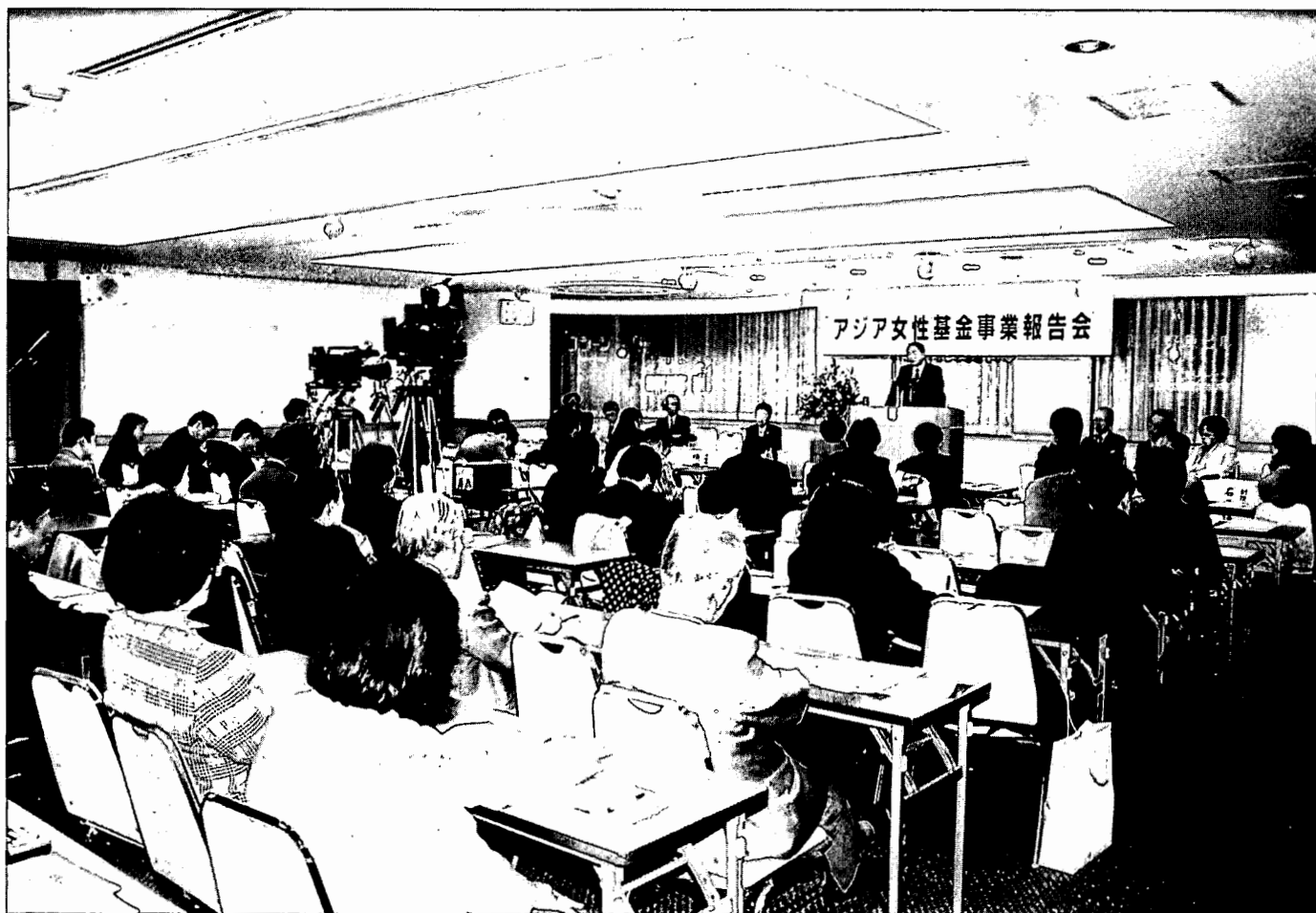
2001年3月15日

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金（アジア女性基金）

目 次

◇開会の辞	専務理事事務局長 伊勢桃代	3
◇挨拶	理事長 村山富市	4
◇事業報告	償い事業について 理事 和田春樹	6
◇事業報告	女性尊厳事業について 理事 有馬真喜子	11
◇国連などにおける「慰安婦」問題審議の状況	運営審議会委員長 横田洋三	13
◇参加者との意見交換		18
◇参加者の皆さんへのお願い		26
—配布資料—		
	アジア女性基金創立5周年における基金活動報告	27

アジア女性基金
事業報告会
【2000年度報告書】



○司会 ただいまよりアジア女性基金事業報告会を開催させていただきます。私はアジア女性基金事務局の岡檀と申します。本日の進行を担当させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは最初に、主催者でありますアジア女性基金より、専務理事および事務局長でございます伊勢桃代よりご挨拶を申し上げます。

開会の辞



専務理事事務局長
伊勢 桃代

○伊勢 アジア女性基金の専務理事事務局長をしております伊勢桃代と申します。本日は12月も近くなりたいへんにお忙しい中、こうやってご参加くださいましたことを厚く御礼申し上げます。

さて、私どもアジア女性基金は、元「慰安婦」の方々への国民の償いを行うこと、また女性の名誉と尊厳に関わる今日的な問題の解決に取り組むことを目的として、平成7年7月に発足いたしました。以来、政府と国民の協力によって具体的な事業を推進してまいりました。本日の事業報告会の開催にあたりまして、この目的を少し説明させていただきます。

アジア女性基金は発足以来5年を迎えた本年、村山富市理事長をお迎えいたしました。村山理事長は、本年6月の衆議院解散に伴い政界を引退されたのを機会に、私どもアジア女性基金役員一同のお願いのもと、理事長にご就任いただきました。引退されても実に様々なご活躍がありまして、またいろいろな分野でのお仕事を続けておられる中、アジア女性基金に理事長としておいでいただくことになりました。

その村山理事長をお迎えし、そしてこの5周年を迎える本年、私どもは今の活動を皆様にご報告したいと思っ

ております。なかなか広く国民の方にお会いしてご説明するという機会を持つことが思うように進みませんでした。が、きょうはできるだけご報告をしまっている所存です。

また、私どもが5周年を迎えるなか、元「慰安婦」の方々で償い事業を受け取りたいという方が増えております。そのために、この方々の要請にお応えするために募金活動を「キャンペーン2000」として立ち上がらせております。この募金に関しましてはのちほどご説明をいたしますけれども、いろいろな報告会、またパンフレットなどで皆様の「慰安婦」問題に対するご理解を深めていただき、そしてご協力をお願いしたいと思っております。

本日の事業報告会では、これまでにおける基金活動を各理事、運営審議会委員長よりご報告させていただきます。これに関しましては、きょうはご承知のとおり理事、運営審議委員長が参加しておりますが、そのほかにもこの会場に基金の理事、また運営審議委員の方々来ておりますので、のちの質疑応答、また皆様のご意見を伺うときに、いろいろと参加をいたします。

本日参加されています理事、運営審議会の方々をここでご紹介させていただきます。一番右から席順に福山眞劫理事でございます。次に大沼保昭理事。横田洋三運営審議会委員長。有馬真喜子理事。そして村山理事長でございます。和田春樹理事。大鷹淑子副理事長。それから山口達男理事。このほかにも本日は金平輝子理事がのちほどお越しくださる予定になっております。どうぞ皆様、この基金の意図、目的、そして今まで5年間やってまいりました事業をお聞きくださり、ご理解をいただければと思っております。ただいまより村山理事長よりご挨拶を申し上げます。

挨拶



理事長

村山 富市

(元内閣総理大臣)

○村山 皆さんこんばんは。9月から理事長という大役を仰せつかりました村山富市でございます。

きょうはまだお寒い中、貴重な時間を割いてこの会場に足を運んでいただきました皆さんに、基金を代表して心からお礼を申し上げます。同時にまたこれまでも何かとご理解あるご支援とご協力をいただいたというふうに承っておりますが、お礼を申し上げたいと思うのです。

私がこの6月の総選挙から第一線を引いてもう立候補しないということになりまして、随分私のところに何とか理事長を引き受けてくれというお話がございました。そのときに、絶対受けてくれるな、晩節を汚すようなことはやめて欲しいと、こういういろいろなお話もございました。私はできるだけ、そういう反対をされる方々の意見も聞かなければいけないと思って、可能な限りお会いいたしました。そしてお話を申し上げただけでも、どこかにやはりちょっと行き違いがあります。基本的に考えている前提というのはそれほど違わないと私は思うのです。けれども、どこかに行き違いとかボタンの掛け違いがあつて、どうもやはりお話をしたあとお帰りになるときに、いや、やはり反対ですと、こういう話で帰られるものですからなかなか難しい。しかし私は、一つはやはり私が総理在任中にこの基金というのが創設したわけですから、それなりの責任もある。だからその責任もやはりきちんと果たして、その基金の目的というものをやはり達成する必要があるというふうにも思って私はお引き受けしたわけです。

基金を作るときに、あのときは三党連立政権です。自民党と社会党、今は社民党ですが、当時の社会党と新党

さきがけ、その三党連立政権の中に戦後処理にあたるプロジェクトを作ったわけです。そのプロジェクトの中で、戦後未処理の問題についていろいろ真剣な取り組みと議論をしてもらったのです。被爆者援護もそうだし水俣の問題もそうです。水俣は戦争の後始末と関係ありませんけども。それでその中に、やはり当時から「慰安婦」の問題が相当大きな課題として社会問題になりつつあるという状況の中で、この「慰安婦」の問題をどうするかというので、それこそいろいろな角度から毎晩毎晩熱心な議論をしていただき、いろいろな関係者の話を聞いていただいて出た結論が基金なのです。それはやはり政府の立場からすれば、一応法的にはもう片がついている。それをまた蒸し返してするというのは政府としてはできない。けれども、これだけ社会問題になって出てきている問題を放任はできない。

やはり道義的責任というのが残るのではないか。だから道義的責任を政府が感じている方法としては、やはり基金を作ってやってもらう以外にはないのではないかと結論に達して、基金を作ることになったわけです。

そして、しかも私はそのとき申し上げたことがあるのですが、もう世代が代わって当時の戦争のことなんか知らない人が増えている、この基金活動を通じて、国民の皆さんが過去に日本はこんなことがあったのだ、「慰安婦」なんていう大変ひどいこともしているんだということを、やはり今の若い人たちが募金活動を通じてよく歴史を知っていただくということも、それなりの意味があるのではないかと考えました。だから政府が果たす道義的責任と、国民的な立場で協力してもらう運動と両方兼ね合せて、何とかこの「慰安婦」問題については名誉を回復して、皆さん方にもそれなりの償いはきちんと果たしたほうが良いという判断で基金というものを作ることにしたわけです。

基金を作るときに随分反対もあるし抵抗もあるし妨害もあつて、名前は上げませんが、ある方は、自分の仕事に障害があると。だから私は呼びかけ人を引

き受けるのをやめさせていただきますというふうなことを言われた方もあって、たいへんな困難に瀕したこともありました。そういう障害と困難を乗り越えて、これまで5年間皆さん方が一生懸命やってこられたのです。私はその話を聞きまして、前の理事長をお務めになりました原文兵衛さんも立派な方ですし、もう本来なら隠居の身にありながら、やはりやれることはやらなければいけないという気持ちでお取り組みをいただいた。そして献身的に本当ががんばっていただいた。また理事の皆さん方も、これはもう本当にそういう反対の批判はあっても、みんなボランティアでやっているわけですから、それはそんな意味では、私はこれまでの5年間のお話を聞いて、これは本当に申し訳ない。これだけ皆さんは一生懸命やってこられたんだということを知りまして、これはやはりお引き受けして自分でできることはやろうという気持ちになって、理事長を引き受けました。その点皆さんに十分ご理解をいただきたいと思います。

私に与えられた時間は十分ぐらいしかないものですからあまり詳しくは申し上げられませんが、今、国会に野党が法案を出しています。政府が責任を持って償いをしなさい、補償しなさいという意味の法案だということです。しかし、私どもがこの基金を作った経過からすれば、さっきも申し上げましたように、朝鮮民主主義人民共和国はこれからの話ですから別ですけれども、その他の国については一応法律的にもう解決している問題だ。だから同じ中身のものをもういっぺん政府がするということは、もう法律的には難しい、できません、といってこのままにするわけにはいかないので、道義的責任の立場に立って基金というものを作って、国と国民と一緒にやってやる以外にないのではないかと、こういう立場です。ですから、野党は国会に法案を出して、それで法案が国会で成立をして、そして法律に基づいて政府がやはりきちんと責任をもってやるということになれば、それはそれでいいのではないのでしょうか。私はそういうものに対して反対する気持ちも何もありません。それで

できるなら結構です、どうぞやるべきだというふうには思っています。けれども今はその法律もないのです。政府も道義的責任は感ずるけども、法律的にはなかなか難しい。こういう状況の中ですから。とって「慰安婦」の方々はもうお年をお取りになって先行きも短い。このまま亡くなられたのでは気の毒ではないか。何とかやはりお亡くなりになるまでは償いもし名誉の回復もして、やはりしなければいけないことはきちんとしたほうがいいのではないかとという意味で、この基金というのは活動を始めているわけです。ですからその点の一つ誤解のないようにしていただきたいと思うのです。政府が隠れ簀にして基金を活用してごまかそうとしていることを言われる方がいるのです。政府は何も腰を引いているわけではないのです。私は理事長を受けるときに、政府に対してこういう批判があるから政府は腰を引いたり隠れ簀にしたりするのではなくて、もっと責任を持って前に出なさい。政府もやっているんだということをお知らせしたらどうかと私は言っているのです。これは政府が責任をもってきちんと始末をつけたい、けれども法的にはなかなか難しい問題がある。従って基金というものを作って、政府がしなければいけないことはきちんと責任を持ってやりますとって、政府も金を出しているわけです。けれども、償いとして元「慰安婦」の方々へのお金についてはやはり性格上できないので、従って国民のみなさんから集めた募金を「償い金」として差し上げて、そして政府はこの福祉や医療面で金を出しているわけです。政府と国民が一体となって過去に日本がやったことに対する償いをしようというのですし、法律ができて国が堂々とやれるという道が開けてくるのであればそれも結構だから、大いにやって欲しいとは思っています。そういうものですから、皆さんにもご理解をいただいて、そしてこれから各理事の皆さん方から活動報告、あるいはこれからの方針等についてお話があると思いますから、皆さん方のご理解とご協力を基金に対していただければ幸いです。そういう気持ちでこ

れからも基金は一生懸命取り組んでがんばるつもりです。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○司会 村山理事長よりご挨拶を申し上げます。

それではこれより、アジア女性基金役員により事業の報告を行いたいと思います。

最初に、アジア女性基金の呼びかけ人であり理事でもあります、東京大学名誉教授の和田春樹理事よりご報告を申し上げます。本日は、アジア女性基金の償いの事業についてお話申し上げます。それでは理事よろしく願いいたします。

事業報告 償い事業について



理事

和田 春樹

(東京大学名誉教授)

○和田 和田春樹でございます。私は理事というふうになりましたのは最近のことでございます。そういうことで皆さんにお話しするのは初めてだと思います。

私に与えられましたテーマは、基金のこの5年間にわたる活動の報告です。お手元に「アジア女性基金創立5周年における基金活動報告」(27頁参照)という文書がありますので、これをご覧になりながら話を聞いていただけたらと思います。

まずアジア女性基金は、5年前村山総理のもとで発足したわけですが、振り返ってみますと、三党の連立でできましたので、率直に言えば、一種の妥協の産物です。いろいろな方針、いろいろな考え方がありましたが、要するにこの点で合意したというところできたものです。力関係の産物です。ですから最初の、五十嵐官房長官のご説明などは非常にほんやりした内容でした。これは当然のことだと思います。その政府がつくった枠の中

で、アジア女性基金にかかわっている者は、呼びかけ人も理事も政府から依頼を受けて、ひとたびお引き受けした以上は、自分たちが納得をしてこの事業を進めたいということで、いろいろと議論を重ねたわけです。

具体的に事業を実施するまでには一年以上討論の時間がありました。事業を実施していくには、はっきりした思想というものを持たなければならないわけです。生まれたときは政府が作った、ここからここまでというような枠が与えられたのですが、事業を自分たちがやっていくためには一つの方針、考え方を持たなければいけません。それを議論してまとめたものが、1996年に出た基金の新しいパンフレット「『従軍慰安婦』にされた方々への償いのために②」です。そこに基金の基本的な方向が打ち出されたわけです。

その後その方針に基づいて基金は活動してきました。その間被害者の方ともいろいろお話もするし、そして被害者を助けておられるいろいろな運動団体ともお話もするし、関係政府ともいろいろお話をし、そういう対話と討論、衝突の中で基金は活動をしてきました。そういう過程を通じて、基金の考え方がますますはっきりしてきたということが出来ます。それで基金が到達しましたところは、さきほど、村山理事長が申し上げたような内容になっております。

『基金活動報告』の冒頭に、女性のためのアジア平和国民基金は、いわゆる従軍慰安婦問題に関して道義的な責任を痛感した政府の決定に基づいて、政府と国民が協力して元「慰安婦」の方々に対する全国的な償いの気持ちを表すための事業と、女性をめぐる今日的な問題に関する事業を推進するとの趣旨で発足したとなっております。政府の決定に基づいてできたものであるということです。政府が政策をとるといふ決断に基づいてこの組織はできている。単なる民間の団体ではありません。そして内容においても活動においても、政府と国民、市民、そういうものが協力してこの事業を推進していく。つまり具体的に申しますと、政府のお金も入っているし国民

のお金も入っている。そういうものによって実施するのは、元「慰安婦」、被害を受けた方々に対する全国的な償い、英語で申せばNational atonementを実現するのであるということになっています。

9月1日村山総理が理事長に就任されましたときに官房長官が記者会見を行いました。その文章をお手元にお配りしていますが、これはなかなか新聞では報道していただけなかったものです。この中でも「同基金を設立し支援してきたわが国政府の基本的認識を改めて示す」というふうになっております。政府がこの基金を設立したということ、はっきりここで明確にうたっているということです。そしてさらに第二項において、政府は「同基金に対し政府予算を拠出し、同基金を通じて元『慰安婦』の方々に対する医療福祉支援事業を実施してきた」、政府としては、基金を通じて被害者に対する医療福祉の事業を実施しているということを明瞭に述べています。そのあとで、国民からの募金の活動のことが触れられています。この点は、政府の立場を非常に明確にしたものと私たちは受け取っております。従ってこの文章を非常に重視しております。

さて、今日まで基金の償いの事業は、フィリピン、韓国、台湾において170名。オランダにおいては、医療福祉支援事業で77名で、計247名に実施いたしております。インドネシアでは、そのほか高齢者社会福祉推進事業というものを行っているわけです。

どういうふうにご償いの事業をしているかということ、まず重要なことは総理大臣のお詫びの手紙をお渡ししております。そこに書いてある文章は、もう皆様ご存じのとおりだろうと思いますが、政府としては道義的責任を痛感し、内閣総理大臣の名においてお詫びし反省を表明するという文章になっています。そのあと歴史の教訓としていくということも表明されているわけです。この総理の手紙については、これが個人的な感情を述べたものだというような受け取られ方もあったのですが、私どもはそのように考えていません。これは内閣総理大臣

としての公式的な表明、日本国政府のこの問題に対する認識、そして謝罪、お詫びの表明であるということです。このお詫びという言葉は、どういうふうにごこれを訳すかということについていろいろ議論があったのですが、現在のところ日本政府としては、「お詫び」という言葉は、韓国語に訳す場合には「謝罪」という言葉にするということで統一されています。ですから、現在韓国の被害者の方にお渡しする手紙の訳文では、この「お詫び」は謝罪と訳されているということをおし上げておきます。

というわけで、この総理大臣の手紙は非常に重要なもので、基金の関係者としては、これを出していただくために非常な努力をし、お願いをしたわけです。この手紙は基金の事業の基本になっているのです。

次に、国民の皆様にご拠金をしていただきました額の中から、被害者おひとりおひとりに200万円ずつ差し上げるということになっております。現在フィリピン、韓国、台湾で170名の方に実施されまして、従って3億4,000万円が支出されたというわけです。

のちに申しますが、フィリピンでは現在非常に多くの方が申請を出しておられますので、基金に今までお寄せいただいているお金ではお支払することができないという状態になっております。それでキャンペーンをさらにしているのです。

第3番目に、先ほど申し上げましたように、政府の資金による医療福祉支援事業を行っております。これは単なる人道支援の事業というようなものではなく、総理大臣の手紙に表れたお詫び、謝罪に基づいて政府が政府の予算を支出して、医療福祉支援事業を行っているのです。これはいわゆる補償とは違います。道義的責任に基づいて行っている償いです。しかし、私の個人的意見ですが、賠償にも現金で支払う賠償、財による賠償とサービスによる賠償というのがあります。日本はサンフランシスコ講和条約により現金、財による賠償というものを免除されております。そして日本は唯一サービスによる賠償、役務賠償というものを行うことになっているのです。サ

サービスもまた賠償のうちだということです。ですから、現金でお金をお渡しする「償い金」もそうですが、医療福祉のサービスというものも私たちの理解ではまちがいでなく償いの事業の一環である。これは法的責任に基づく補償ではありませんが、道義的責任の理解に基づく償いであるというふうに私たちは理解しております。この医療福祉の事業は、フィリピン、韓国、台湾とオランダにおいて実施されているのです。

各国の事情についてお話申し上げます。

フィリピンは、現在のところ基金の事業としては、大変なご努力をいただき、一番理想的に実施されています。フィリピンでは「リラ・ピリピーナ」という「慰安婦」の方々を助けている有力な団体があり、国家補償を要求しているのですが、この団体は被害者の方々が基金を受け入れるというなら援助しようという決断を早くなさいました。それには反対だというお考えの方々もいて、その方々が別れて、「マラヤ・ロラズ」という新しい組織をお作りになったのです。その新しい組織のほうに属している元「慰安婦」であった方々も、アジア女性基金を受け入れるという決断をなさり、「マラヤ・ロラズ」の弁護士さんたちもこれを助けるという決断をなさいました。フィリピンでは、当事者、被害者がアジア女性基金を受け入れるというならば、自分たちは国家補償を要求しているけれども、これを助けていこうとの考え方です。受け入れることは当人たちの決定である。それを尊重するというお立場をとっておられます。それで現在のところ、フィリピンでは日本政府を相手に訴訟が行われており、第一審敗訴で控訴中ですが、この原告の方々もほとんど全員がアジア女性基金を受け取っておられます。アジア女性基金を受け取っておられて、なおかつ訴訟をしておられるというのがフィリピンの状況です。

それで200万円の「償い金」を総理の手紙と一緒にお渡しいたします。医療福祉支援事業は、フィリピンの場合には120万円の規模でございます。これは物価の水準によって、そのように設定されました。フィリピンの社

会福祉開発省と基金とが協定を結び、社会福祉開発省を通じてソーシャルワーカーを雇っていただき、ソーシャルワーカーの方たちが元「慰安婦」であった方々何人かずつを受け持って、巡回しながらその方々の生活の具合、お考えというようなものを聞き、ケアをしながら医療福祉の事業を実施しているということです。

そのような形でフィリピンでは5年間事業を実施してまいりました。それで現在新たな申請者が200名程度も出ているという状況でございます。それで申請の締め切りが2001年8月まででございますので、さらにもう少し申請者が出るのではないかと見られております。私は、故ロサ・ヘンソンさんと一緒に受け取られた方のお宅を訪問いたしました。その方も日本の軍隊に大変むごい目にあわされた、ご主人は殺されて自分はレイプされて、そしてそのまま留め置かれて「慰安婦」にされた方ですが、その方が基金から受け取られ、少し安らかなお気持ちで暮らしておられるのを拝見したことは、大変よいことでした。

次は韓国です。一転いたしまして非常に苦しい状況です。韓国では、挺対協（韓国挺身隊問題対策協議会）の側から非常に厳しい批判がずっと続いており、私たちもいろいろとお話をしていますが、挺対協のほうにはまだご理解をいただいております。韓国政府のほうも、アジア女性基金を受け取らない人に対して300万円相当の生活支援金を出すというようなご決定下され、実施しております。基金としては、原文兵衛理事長のお名前で金大中大統領に対しまして、韓国政府が生活支援金をお出しになるのは結構だけれども、それはわれわれの過去の過去に対するお詫び、謝罪と、償いの気持ちからなされるものとは矛盾しない。だから両立させて欲しい。そのようにお願いをいたしました。残念ながら、まだ聞き入れられておりません。

それでいろいろ経過がありました。1998年1月に韓国の4紙に広告を出して、申し込んでいただきました方に実施してきたわけですが、現在のところは事業は停止

状態にあるということでございます。何とか理解していただけないかというふうに思っています。私なども個人的に韓国にまいりますたびに挺対協の関係者にお電話して、いろいろと事情をご説明しているのですが、今日までご理解をいただけておりません。一日も早くご理解をいただいて事業を再開できることを願っております。

台湾では、有力な頼浩敏（ライコウビン）弁護士が基金を受け取る人のために自分が窓口になるというふうに申し出ていただき、その方の事務所を受付先にしまして、毎年新聞に広告を出して申請を受け付けています。申請が出ればその方に対して事業を実施するというので、今日まで進んでまいりました。

韓国と台湾については、何人の方に受け取っていただいたということは発表できないことになっております。プライバシーの問題があるからです。当面は、総数のみを申し上げます。

次にオランダです。オランダには道義的債務基金という強力な運動団体があります。全世界に居住している日本軍の犠牲者たちを統合して、日本側に要求を出している組織です。その組織と日本大使館の間でいろいろと話をされました。オランダ側でも被害者は非常に高齢であるから、被害者が望んで、医療福祉援助を受け入れるのを道義的債務基金は黙認するという態度をとっていただきました。そして道義的債務基金の中で、オランダ人「慰安婦」問題を担当しておられた方が、アジア女性基金の事業をオランダで実施する委員会を設置して下さることになりました。そしてその方々と協定を結びまして、総額2億5,500万円の予算を政府が出して、事業を実施するということになりました。この場合には、総理大臣から新しくオランダの首相に書簡を送ったわけです。私の個人的な意見は、この書簡が新しく1998年の段階で出されましたので、1996年の段階で出ました書簡よりも表現の点で前進があると見ております。この書簡は内容的には、戦争に対する村山談話と「慰安婦」問題に対する橋本書簡を合わせたような内容です。従って書簡の中に

は、apology and remorseという言葉が二度繰り返されています。書簡の冒頭は、「日本政府はこの問題に対する道義的責任を痛感」という言葉で始まっています。非常に強い印象を与える書簡になっています。それはオランダの首相に宛てられたものでして当初公開されていませんでしたが、オランダの実施団体の側が非常に強く望み、また日本大使館もまた非常に強く要望された結果、オランダ首相に宛てた手紙の写しが被害者全員に渡されることになりました。

総額2億5,500万円で77の方が受け取られましたので、金額的にはほぼ300万円規模の支給ということになりました。これは実際的には、この人々が必要とする医療福祉のサービスの希望を出していただき、そのサービスに応じた金額を支給するということになっております。

それでこの受け取られ方の印象が例えられています。「あなたが私のためにしてくださり、これからもしてくださるすべてのことに対してお礼を申し上げます」。この「あなた」というのは、このオランダにおいて事業を実施している委員会の委員長のことを指しております。「この金銭的な補償だけでなく、15歳の少女であった私が受けたあの悲惨さのすべてが認められたことに対してです。そのことは今もなお口を開けていて、それを抱えて生きて行くことに耐えてきたあの傷の痛みを和らげてくれています」。同じような手紙がいくつも届いています。

それで、このオランダの事業実施団体は非常に明瞭な方針を持って、日本における歴史教科書の記述が弱められる、例えば強制的というような言葉が削除されるということに対しまして非常に敏感に反応しています。そういうことについて日本の政府と基金に対して要望書を出しています。そういうことはアジア女性基金と、そしてわれわれが進めているこのオランダの事業というものの基礎を損なう行為である。このアジア女性基金の存立、そしてわれわれの事業を維持するためにも、このような

教科書における記述の悪化というものに対して戦って欲しい。こういうことを述べておられます。

さて、インドネシアでは、以前のスハルト政権は、元「慰安婦」の方々への認定を行わないということでした。そしてさらにインドネシアでは、賠償は支払われているので問題は済んでいるという考え方も述べられまして、そしてアジア女性基金の活動そのものとしては受け入れられないとされ、それに代わって高齢者社会福祉推進事業への援助を求められました。インドネシアにおける現地の大使館で協議があり、日本政府が同意されたので、アジア女性基金としてはその政府とインドネシア政府との合意を受け入れて、現在高齢者のための福祉施設建設のために資金を提供して実施しているわけでございます。初年度と第二年度の事業で11の施設が完成して、124人の方が入居しておられます。「慰安婦」であった方々が多く出たというような地域、日本軍の占領地域における老人の方が入居できるようにというような要望は出しております。これは間接的な事業ということになっております。

そのほか基金としては、歴史の教訓とする事業を実施しております。政府関係の資料の公表も推進いたしました。日本政府が資料を調査して、こういう資料があると発表したわけですが、その資料を公刊して、こういう判断ができるといったことを示したのです。日本政府がそういうことをするという事は珍しいことです。政府が収集した資料を政府の予算によって公刊する。そしてそれを全国の図書館に収めて、国民の検討に委ねるということ、基金としては意義を感じて推進いたしました。

なお、世界のいろいろな文書館に研究者が行きまして資料の調査もいたしております。新しい資料の発掘も進んでいるわけでして、それは『調査資料報告・1999』に反映されたわけです。

なお、日本の文書では、警察大学から発見された警保局の資料が最後です、それ以後新しい資料の発掘はございません。基金としては日本の文書館からも「慰安婦」

関係の新しい資料が発掘されることを願っております。

さて、最後に2つの問題点について申し上げておきます。一つは教科書問題です。今オランダのことを申し上げましたが、本年の教科書検定に提出されました教科書につきましては、いろいろ不安を抱くような報道がなされております。現在これまでの教科書会社7社が、昨年までは「慰安婦」問題についてすべて中等学校の教科書に記載していたのですが、本年では3社にこれが減った。4社においては記述がなくなった。3社においてのみ存在している。そしてその中でも、記述の位置が変わっていたり、内容も変わっていたりする。記述に改善があるというのは1社であり、残り2社は記述がやはり弱められているという印象だというふうに言われております。もちろん私たちは現物を見ておりませんので、間接的な報道のみでございますが、非常に心配いたしております。それでももちろん教科書の記述というのは、部分的にのみこれを問題にすることはできませんで、それぞれの教科書における植民地支配、そして侵略戦争の記述というものはどういうふうになっておるか。それと関連で「慰安婦」の記述がどうなったかということを検討されなければならぬものとみています。今年度の記述がどうなったかを検定後にはっきり拝見した上で、次の教科書改訂に向けて要望を出していくことが考えられると思えます。

それから三党が出された法案のことについて、先ほど理事長からお話がありました。10月30日に民主党、共産党、社民党三党が、戦時性的強制被害者問題解決のための法案を提出されました。内容および用語、ほとんど同じものでございます。条文もほとんど内容が同じですが、それが三党別々に出され、そのうち一本化するというふうになっているわけです。

しかし一本化されないまま、国会の最終段階で民主党案のみ委員会で趣旨説明を行った上で廃案とする、社民党と共産党の案はそのまま廃案。委員会に付託せず廃案というふうになったそうでございます。

それで内容を拝見いたしますと、民主党案は最初趣旨説明の中にアジア女性基金に対する批判的な言葉が入っていましたが、今回提出されたものは削除されております。従ってアジア女性基金に対する判断というものは一切ないままこの三法案が出ているわけですが、内容はどうかと申しますと、政府が公式的に謝罪を表明してこれらの被害者に対して名誉回復の措置を取るよという内容です。名誉回復の措置の中には金銭の支給も含むと書いてあります。重要なことは、これは道義的責任に基づく立法だということです。そう明言されておきませんが、政府の法的責任を認めた補償法ではないということです。従ってアジア女性基金の立場と非常に似通っているというふうには見えています。アジア女性基金の存在とこの法案とをどういうふうに結びつけるかいわば両立させていくかというふうには考えませんと、現実化しないのではないかと感じております。もちろん先ほど村山理事長が申されたように、国会がお決めになることでございますので、国会のほうでお決めになられれば、それを受けてアジア女性基金のほうは対応していくということになろうかと思われます。私は、そういう法律ができたならアジア女性基金を助けるものになるだろうというような期待を、個人的には持っております。どうもありがとうございました。

○司会 有馬真喜子理事のご報告を申し上げます。有馬理事は財団法人横浜市女性協会理事長を務め、国連婦人の地位委員会日本代表でもありました。本日アジア女性基金事業のもう一つの柱であります今日的な女性の尊厳事業についてお話し申し上げます。よろしくお願いいたします。

事業報告 女性尊厳事業について



理事

有馬 真喜子

(前国連婦人の地位委員会日本代表)

○有馬 こんばんは、有馬でございます。私に与えられた時間は15分でございますから、和田理事の償いの事業に続きまして、女性尊厳事業について一言ご説明をさせていただきますと思います。

尊厳事業という言葉は、何か非常にこなれていない言葉でございますし、あまり聞きなれない言葉であろうと思いますが、尊厳事業はこの基金設立当初からの大きな柱の一つでございます。つまり一方で過去に犯した「慰安婦」の方々への償いをするのと同時に、その反省に立って、二度とこういうことは起こしませんというそのことに取り組むことが大事なのではないかという趣旨で、現代の女性問題への取り組み、特に女性の人権侵害への取り組み、女性の尊厳を冒す問題への取り組みとして始められた事業でございます。従いまして、これは償い事業とともに大切な基金の事業というふうに私どもは考えております。この尊厳事業に関します事業費はすべて政府予算でまかなわれております。

この尊厳事業の内容ですが、大きく言って二つのことに分かれております。一つは私どもアジア女性基金自体が行うさまざまな仕事というものがございます。もう一つは、各地でNGOの方々女性が女性の人権侵害に立ち向かう取り組みとか、あるいは女性の尊厳を冒すものへの取

り組みをなさっていらっしゃるわけですが、そうしたNGOの方々への支援でして、大きくってその二つに分けられます。先ほど和田理事が説明されました「アジア女性基金創立5周年における基金活動報告」(27頁参照)のなかで「今日的な女性問題への取り組み」というふうに書かれておりますが、これが尊厳事業の内容の概ねのものでございます。

例えば、先程、お話しいたしました私どもが行っております事業といたしましては、女性の人権侵害のなかでも非常に際立っております女性に対する暴力の問題への取り組みに、ことに最近は力を入れております。国際会議でそのようなことへの取り組みもしております。それからさまざまなパンフレットを作ってお届けするというふうなこともいたしております。あるいはそうしたことについての調査研究もしておりますし、あるいは女性に対する暴力への取り組みは、日本ではまだ日が浅いものですから、なかなか専門家がないということで、そういう取り組みをする人々、専門に扱う人々を育成していくというような事業も行っております。

新しいところで申し上げますと、まさに今月でございますが、これから報告なさいます横田先生が中心になりまして、神奈川県で「女性の尊厳と司法環境」というテーマで、司法に携わる方々で専門家会議、これは国際会議でございますが行われました。また今年にはアジア太平洋地域の「ドメスティック・バイオレンス専門家会議」というものも開催をいたしました。そういうことで女性に対する暴力、ドメスティック・バイオレンスとかその他のことに関しまして、研究を重ね情報を提供しております。また調査研究といたしまして、ここ2年半ぐらい、私どもが続いておりますのは、「武力紛争下における女性の人権についての研究会」でございまして、すでに17回を重ねております。こうしたものをいずれ何らかの形で出版をしていきたいと考えております。

それから例えば、今、援助交際の問題がいわれていますが、そういうことをしている、あるいはしていない

人々も含めまして、女子高校生の意識とその背景についての研究も行っております。

それが私どもが行っていることの事業概略でございます。お手元の配布資料のなかにパンフレットなどが少々入っていると思いますが、そういうものを各地の女性センターなどのさまざまな機関にお配りしております。

NGO支援は、これは本当にさまざまな活動をしているNGOの方々へのささやかではあります支援活動でございます。これは外部の専門家の方に審査をお願いいたしまして、お申し出があったNGOの方の中でどのような活動にどのような支援をさせていただくかということを選んでいただいて、いくらかの助成をさせていただく仕事です。その成果に関しましては、それぞれのNGOが活用しております。では具体的にはどのようなNGOを支援しているかと申しますと、例えばHIV、エイズでございますが、女性のエイズ感染者のための支援をしていらっしゃるNGOであるとか、女性のNGOリーダーを養成している講座を作っているNGOであるとか、それからいわゆるシェルター、被害に遭った女性たちが駆け込んでくるシェルターを作るための活動をしているNGOであるとか、あるいは女性と暴力の援助者のためのハンドブックを翻訳して出版しているNGOであるとか、そういうNGOの方々です。実に多彩なすばらしい活動をなさっている方々ばかりでございますから、その全部にお応えできないのが残念ですが、このような多様なNGO活動への支援という形で女性尊厳事業を行っているわけでございます。

アジア女性基金の研究の結果は、インターネットをご覧になりますと、どのような報告書が出ているかなどはご案内しています。たいへんたくさんの数の報告書、あるいは資料集がございまして、そういうものをご覧いただくとこれから皆さんがお仕事をしているときにお役に立つ物もあるのではないかと思います。また、私たちの研究以外に、例えば国連に出されましたクマラスワミ報告書の翻訳であるとか、そのようなものも出しておりま

すので、合わせてどうぞご利用いただければと思います。時間が限られておりますので、この女性尊厳事業についてもご質問がございましたら、のちほどお答えいたします。どうもありがとうございました。

○司会 アジア女性基金の女性尊厳事業についてお話し申し上げました。有馬理事、ありがとうございました。

ただいま私どもの理事の金平輝子理事が到着いたしましたので、ご紹介申し上げます。それでは、今度は横田洋三運営審議会委員長よりご報告を申し上げます。横田委員長は東京大学教授であり、現在国連人権促進保護小委員会の委員を務めております。本日は国連などにおける「慰安婦」問題審議の状況についてご報告を申し上げます。よろしくお願いたします。

国連などにおける「慰安婦」問題審議の状況



運営審議会委員長

横田 洋三

(東京大学教授)

○横田 皆さんお疲れと思いますけれども、少し角度を変えて国連の場でこの「慰安婦」の問題がどう扱われてきたのか、とりわけアジア女性基金の活動がどのように評価されてきたかということを中心に、簡単にお話をさせていただきます。

「慰安婦」の問題が国連の場で論議されていることは、皆さんのお耳にもいろいろな形でこれまで届いているかと思えます。国連の場で、日本の「慰安婦」問題について政府が批判されている。あるいはアジア女性基金も批判されている。私たちのところにも、国連で批判されているアジア女性基金に何であなたたちは協力するのですかという手紙や電話が来るのです。おそらく皆さんにもそういうような形でコメントされたこともあるのではな

いかと思います。ところが、私は今国連の人権促進保護小委員会というところに出ております。今年から委員ですけれども、昨年までの12年間は代理委員として出ておりました。「慰安婦」問題は、特に私の出ておりました人権促進保護小委員会で議論されてまいりましたので、私はその間の議論のいきさつ、それからいろいろな人の意見を公の場で聞いたり、あるいは公の場でないところでコメントを聞いたりということをしてまいりました。また日本政府にもこういうことをして欲しいということをお願いしてまいりました。それがある程度結実したのがアジア女性基金だと私は理解しております。いずれにしても、日本で報道されていること、説明されていることと、私自身の知っている国連での議論とが、あまりにもギャップがありすぎるので、何とかこれを埋めなければいけないということで、これまで学会発表とか論文等では説明をしてきていますが、なかなか一般の新聞等に比べますと力が弱くて、学会誌に載せたぐらいではとても一流三大紙にはかきません。その三大紙の記事が実は非常に不正確なものであったために、たいへん誤解されたままここへ来ていると思えます。そういう日本での報道の仕方にもちょっとギャップがあるわけですが、そういう中であってアジア女性基金の方々、関係者の方々もそうですし、それからお集まりいただいてこれまでご支援くださった皆さん方もそうですが、そういう間違った情報であるにもかかわらず、しかし自分たちで見たところアジア女性基金は被害者の方にいいことをしているのではないかと、少しでもお役に立てばという形でご協力いただいていたと思います。私はそういう状況の中で支えてくださったということに対して、本当に心から感謝したいと思います。

きょうの話を通して、私は皆さん方がやってこられたことは国連でもきちんと評価されているということをお伝えしたいと思うのです。この問題が国連で取り上げられましたのは1992年に私が出ております人権小委員会においてです。そこで一部のNGOが問題提起をして議論

の対象になりました。私が出ている委員会がどういう位置づけにあるかということを知っていただくために、お手元にアジア女性基金で発行した『女性の人權Q&A』というのがありますが、これの18ページ、19ページに国連の組織図がありますので、開けていただけますでしょうか。国連にはいろいろな機関がありますが、皆さんよくご存じの総会、それから安全保障理事会、これはよくお聞きだと思います。理事会で安全保障委員会と並んでもう一つたいへん重要な理事会があります。これが経済社会理事会というものです。安全保障の問題以外、戦争とか平和とかそういう問題以外のものは、ほとんどこの経済社会理事会の審議事項になります。人權の問題もこの経済社会理事会の事項です。ところが経済社会理事会は、名前のとおり経済の問題、開発の問題、環境の問題、交通通信の問題といろいろなことを扱っています、とても全部の問題について細かく掘り下げて議論することができないのです。そこでその下に機能委員会というのが作られております。それはどこにあるかといいますと、経済社会理事会が総会のすぐ下にありまして、その下、一番左手の下を見ますと機能委員会というのがあります。その上から三番目に人權委員会、そして人權促進保護小委員会、これは名前が去年から変わりました、それまではもっと長い「差別防止及び少数者保護委員会」という名前だったのですが、それを変えまして、人權促進保護小委員会になったわけです。

人權委員会というのは53の加盟国の代表によって構成されております。これは政府の代表です。ご存じのとおり人權というのはしばしば政府によって侵害されますので、政府代表の委員会だけでは不十分です。そこで、それを補うために私たちのような個人的資格の専門家が出て人權問題を議論する小委員会が作られているということなのです。これは26人の専門家によって構成されております。この人權小委員会の場でNGOが発言の機会が与えられております。そこでいくつかのNGOが、「慰安婦」問題というのがあって、この被害者の方たちはまだ

存命中の方がいらっしゃるけれども、日本政府からお詫びも補償もまったく来ていない、こんなふうにいつまでも苦しみ続けていいのだろうかという問題提起がなされました。私もそのときになるまではこういう問題があるということはほとんど知りませんでした。ちらっとどこかで読んだことがあるくらいで、NGOの発言があったときに、どういう問題かということはわかったのですが、詳しいことは知りませんでした。私も日本の問題でしたので、すぐに資料を集めてどういう状況なのかということを知ろうとしたのですが、その当時はまだ十分な資料がありませんので、私もどうなっているかわからないという状況でありました。ただし1993年になって、今度はかなりたくさんのNGOから問題提起がなされたので、それに対して釈明してください、問題がないなら問題がないということをきちんと説明してください、問題があるのだったら、その問題を解決するために対応してくださいということを日本政府にお願いしました。1993年には日本政府の代表が人權小委員会の場で、これは日本がかかわっている問題であると発言しました。ちょうどそのころ日本の側では河野官房長官談話というものが出来、国会でも取り上げられて、ちょうど日本の動きと国連の動きとが連動する形で話が進みました。

国連の場では、日本政府はこの点に非常に責任を感じて早急に対策をとりますという約束を人權小委員会の場でしました。それで人權小委員会のメンバーの何人かは、日本政府の発言にたいへん勇気づけられたと発言しました。というのは人權侵害の非難は、人權小委員会の場でいろいろな国について行われます。どの国もわが国はそんな人權侵害はしていないと開き直ったり、あるいはそういう大きな問題ではない、小さな問題で、しかもそれに対してはきちんと対応しているというようなことを言うわけです。追及されている問題を認めて対応しますというようなことを言う国はほとんどないのです。私が出ている人權小委員会の場で、そういうことを言った政府代表はほとんどありません。しかし、日本政府は

1994年になって責任を感じて何かをしますということ
を明言しました。私も含めて、これは何か期待できるな
ということを感じたわけです。そしてそのあと、先ほど村
山理事長、それから和田理事からも詳しく説明がありま
したように、日本の側で政府の中でいろいろ議論をして
法的な問題は解決している、だから法的な対応はできな
いけれども、しかし道義的には対応すべき問題だとい
うことで、最終的にはいろいろな意見があったようですが、
このアジア女性基金という形で対応するということにな
ったようです。

そのことは、1995年の人権小委員会が8月に開かれま
して、そのときに日本政府代表によって説明されて、基
金が発足したのもちょうどその時でした。ですから、ち
ょうど対応しますと明言をして、すぐに基金が発足を
したという形になっており、日本政府がきちんと対応し
ているという受け止め方を委員の人たちはしました。ただ
国民からの寄付で対応しますという説明の部分につい
ては、政府は道義的責任にしろ謝っている以上は日本政
府がきちんと対応したほうがいいのではないかという意
見の一部の委員にあったことは事実です。私も個人的には
そういう感じもしました。しかし国内のいろいろな議論
がある中で、一つの妥協の産物として国民から寄付を
ただいて償い事業を進める、さらに政府の事業は、それ
とは別の形ですけども最終的には被害者のもとに届くよ
うにするという、一種の二本立ての償い事業が、妥協の
産物としてはやむをえない答えかと思いました。

ところで、このアジア女性基金ができたということに
なって、その翌年1996年から実際には事業が開始されま
す。そしておかげさまで皆さんのご協力を得まして、募
金も徐々に集まるという状況になってまいりました。
「慰安婦」問題を追及するNGOの人たちは、お互いに話
し合っただけで国連の場では一つの線でもとまっていたよう
です。その線は何かといいますと、アジア女性基金は政府
の責任を逃れるための隠れ蓑であるという立場です。従
ってアジア女性基金を認めない。もっと極端なことを言

いますと、アジア女性基金は潰すんだということで、署
名運動まで日本の側では起こりました。

ところで国連のほうでは、NGOが、こういう活動が
日本では始まっているが、アジア女性基金は国民も認め
ていないし被害者も認めていないし支援団体も認めてい
ない。こんなもの作って適当に国の責任をごまかすのは
けしからんというトーンの発言がかなりあったのです。
これはNGOとしてはそういう立場で発言するとい
うことはありうることでよろしいのですが、それは
NGOの発言です。それから政府の発言もあります。し
かし人権小委員会の審議というのは、私を含めまして、
私はそのときはまだ代理委員だったのですが、日本から
は学習院大学の波多野里望先生が委員で出ておられて、
その波多野先生も含めて26人の委員、この委員たちが何
を発言するか、これが一番人権小委員会としては大事な
のです。そこでの委員たちの議論は最初から、確かに被
害者が完全に満足する答えではないけれども、被害者は
年を取っておられてすぐにもいろいろな形での支援が必
要な方も多い。それから精神的にはやはり一言謝って
もらいたいという気持ちを持っておられる方がたくさん
います。こういう人たちに対しては、十分ではないけれど
もアジア女性基金のような形での対応も、少なくともこ
れは一步前進であるという委員の意見が圧倒的であつた
わけです。中には、隠れ蓑だという意見を持っている委
員もいました。これはごく一部、1人とか2人です。そ
の人たちも、そのあと1996年、97年ごろになりますと、
アジア女性基金からもきちんとどういう事業をやってい
るかということの説明があつて、NGOの人たちは一貫
してアジア女性基金は隠れ蓑だということを言い続けて
きているのですけれども、アジア女性基金からの説明、
日本政府代表の説明、それからNGOからの非難、それ
を全部聞いて委員の方たちはアジア女性基金はやはり一
歩前進であるという評価を皆さん持っておられました。

最初、これは隠れ蓑だというNGOの立場にある程度
同調していた委員の一人、これはイギリス人のバリーと

いう女性でしたけれども、この方ははっきりと会議場で、「私はそう思っていたけれども、これまでの基金の活動を見て考えを変えました。これは隠れ簗でも何でもありません。被害者のために本当にきちんとやっているいい活動だ」と、こういうふうに言われたのです。こういうことは日本では残念ながら全然報道されていません。私はその場において、国連の記録にも残っていますので調べればすぐわかることなのですが、そういう議論がありました。

それからそのほかにもブラジルの委員などは、国民からの寄付による償いというのは今まで聞いたことはないけれども、非常にいいアイデアだと発言しました。政府がということになると、政府を支えている国民は無関心無関係で、政府がやればいいと思うに違いないけれども、実はそうではない。民主国家では国民が政府を支えている。その国民が自分たちも責任を感じて何かをやるということはそれ自身非常に意味があるし、さらにそれは国民に対して募金を呼びかけるわけですから国民に対する一つの教育の効果もあるではないか。だからこういう活動の仕方は非常に参考になるという、かなり評価の高い発言もございました。

全体としては、人権小委員会の委員の方はアジア女性基金に対して非常に積極的な評価をしてきているというのが実態でございます。

従いまして、そういう空気ですので、決議の中に基金を非難したり日本政府の対応を非難したりということは、人権小委員会でも人権小委員会の上の人権委員会でも、「慰安婦決議」という形で出たことは一度もありません。これは新聞が間違った報道で「慰安婦決議採択」という見出しで出したことがありまして、私は新聞記者に文句を言ったのです。そんなものはないはずで、こういうことを書くとかえって誤解が問題の解決をこじらせるのでこういうことはしないで欲しいということを申し入れたことがございます。新聞記者もあとでその非は認めていました。自分が書いたのではなくて、自分の書いた記事に東京のデスクが事情を知らずに見出しをバツと

書いてしまったという弁解だったのですが、しかしそういうものが出てしまうと影響は大きいということです。

今年も人権小委員会で議論があったのですが、これは「慰安婦」問題を直接扱ったというよりも、人権小委員会の特別報告者であったマクドゥーガルさんというアメリカの代理委員の女性を書いた報告書に基づいて議論が行われ、決議が行われました。このマクドゥーガルさんの報告書の内容というのは、基本的には戦時における女性に対する暴力なのですけれども、そこで扱われているのは、例えば東ティモール、ウガンダ、コンゴ、シエラレオネといった、現在問題となっている戦乱状態にあるところでの女性に対する暴力の問題、これを扱っております。それではなぜマクドゥーガルさんが日本の「慰安婦」問題に触れたのかということ、これはたいへん重大な人権侵害であり、しかも過去の一つの事例として私たちがきちんと押さえておくべきだという考えで扱ったのです。従いましてマクドゥーガルさんの報告書には、「慰安婦」問題は付属書ということで添付されていて、本文の中には入っていないのです。そういう扱い方をされているのです。決して「慰安婦」の問題が小さいとか軽いとかいうことではありません。私も重大な問題だということで、これについては人権小委員会で議論してまいりましたけれども、ただ、今、委員の多くの人が問題を感じているのは、「慰安婦」問題を踏まえた上で現在についてどうしたらいいだろうかということ議論しているということです。たくさん女性が今でも集団強姦に遭ったり虐殺されたり、子供たちが性的に傷つけられたりしているわけです。そうした現在の問題に対してすぐに対応しないのはおかしいのではないかと、この意見が、人権小委員会ではずっと多数を占めておりました。

ちょっとその辺を紹介させていただきますと、人権小委員会の委員の人たちの発言が、このマクドゥーガルさんの報告を含めまして戦時における女性に対する暴力のテーマで7人の人が発言しました。例えばカルタシュキ

ンというロシアの代理委員は、「慰安婦」問題を現代的な奴隷制とか、女性を奴隷状態に置いて性的に搾取すると議論されているが、それを奴隷と表現することが適切かどうかということが問題だという発言をしているわけです。それからピネイロさんというブラジルの委員は、マクドゥーガルさんの報告書はいろいろなケースに触れていていいのだけれども、スリランカで行われている政府軍によるタミール人女性に対する集団強姦、あるいは虐殺、これはどうして扱わないのかといったような批判がなされています。それから、シク・ユエンさんというモーリシャスの人は、性的奴隷制は女性の尊厳に対する侵害行為で、これはどんな状況においても認めるべきではないという一般的な議論をしております。ハンブソンさんというイギリスの女性の委員は、インドネシア国軍による東ティモールにおける女性に対する暴力、これは無視できない。どうしてこの問題を取り上げないのかという発言をしております。

こういった状況が人権小委員会での議論でして、その中で中国のファンさんという委員と、それから韓国の代理委員のチュンさん、この二人の人が「慰安婦」問題に直接触れて日本政府がきちんと対応しなければいけない、批判があるということは日本政府の対応が十分でないからだ、こういう発言をされました。もちろん「慰安婦」問題はそういうことで私たち委員の中でも議論があるわけですが、全体の委員たちの関心は、それもある、それも大事だ、そしてそれについてアジア女性基金を作るなど日本政府はある程度の対応はしている。十分ではないかもしれないけれども前進である。こういう評価をしているわけです。

実を言いますと、皆様方からいろいろなメッセージが基金のほうに寄せられております。これは募金と同時にメッセージが寄せられるのですが、私たちにとってそれはたいへん心強い支えになっています。その中のいくつかを英語に訳して人権小委員会の会議場で紹介させていただいたことがあります。委員の皆さんは、日本の国民

からそういうふうにごこの問題をとらえて被害者の方に協力しているのかということで、そういう日本の皆さんに対して委員の人たちが非常に感謝しているという状況もあります。

きょうここへ来まして本当に嬉しかったのは、まず会場がほとんどいっぱいということもあるのですが、パッと見て、「慰安婦」問題というのはそういうことに関係した年配の人か、あるいは女性の権利に関心のある女性かどちらかかなと思っていたのです。それ以外の方はあまり関心を持っておられないのかもしれないと思ったのです。ただ、募金に応じてくださった方には、本当に年齢も10代から70代、80代まで、男女もいろいろ混ざっていたのですが、きょうお集まりいただく方はどうだろうと思っていました。こうやって見わたしますと若い方、年配の方、男性、女性、これだけ広い国民の層で関心を持たれ、そして支えられているこのアジア女性基金の活動というものを、私たちこれまで一生懸命やってまいりましたけれども、皆さんと一緒にやってきて本当によかったなと感じました。被害者の方が一番お気の毒で、もっともっとやらなくてはいけないのですが、われわれの非力でできない部分もありますが、皆さんの支援に支えられて、それから国連での委員による励ましの意見にも支えられて、これからはしっかりと被害者のために尽くす活動を続けていきたいと思っております。どうもありがとうございました。

参加者との意見交換

○司会 ここで、本日こちらには着席しておりませんが、会場に2名、私どもの運営審議会の委員が出席していますのでご紹介させていただきます。恐れ入りますがご起立いただいてよろしいでしょうか。運営審議会の高崎宗司委員、笠見猛委員でございます。両委員ありがとうございました。

それでは引き続きまして、ここより質疑応答の時間とさせていただきます。これまでにご報告申し上げましたアジア女性基金の償い事業のことですとか、ただいまの「慰安婦」問題の国連での審議、それから基金事業であります今日的な女性の尊厳の問題、こういったことにつきまして皆さんのご質問ですとかご意見を承って、それぞれ担当の理事なり委員がお答えさせていただきます。お手を挙げていただければスタッフがマイクを持って伺います。なるべくたんさん発言をいただければと思っておりますので、できる限りおひとり1回のご質問を簡潔に、一番これをお尋ねになりたいということをお願いいただければと思います。どうぞ、お願いいたします。

○質問1 ちょっと基本的なことを伺いたいのですが、これまでに償い事業が終わっているフィリピン、韓国、台湾で170人とありますが、この内訳がどうなっているかということをお知らせください。

集まっている募金をざっと4億5,000万円ですが、これは全額募金なのででしょうか。それとも政府がこの中ほどのくらい基金として拠出しているか。それからこのアジア女性基金を運営していく年間の予算はどのくらいかということ、それから償い事業ではなくさっき有馬さんのほうからご説明があった女性尊厳事業にはどのくらいの予算があるのか。主にお金のことを伺いたいと思います。

○司会 はい、ありがとうございます。先ほど各国の内訳ということについて和田理事より少しお話があったと思いますが、このことについて、それから募金のことに

ついて、和田理事よりもう一度お話しいただけますか。そしてそのあと予算につきましては、事務局からご説明申し上げます。では和田理事お願いいたします。

○和田 先ほど申し上げたところでございますが、韓国と台湾につきましてはプライバシーの問題ということで、特に受け取られた方のご事情を考えまして、何人の方に受け取っていただいたかということをお知らせしないことになっております。最初に受け取られた7名の方については、いろいろと非難もありましたし、韓国の中で苦しい思いをされたというようなこともありました。その後新聞に広告を出しましたあと、申請をされた方々にお渡ししたわけですがその方々に配慮してそのようにいたしております。従ってフィリピンのほうも人数を申し上げていないことになりまして、フィリピン、韓国、台湾ということは、一括の数字を申し上げているということでご理解いただきたいと思います。

それから4億数千万円の募金につきましては、これは全額国民からの募金でございます。政府の支出のお金はここには入っていないわけでございます。それはまた別個のことで、それは予算のほうは専務理事のほうからご説明申し上げます。

○伊勢 今、和田理事からご説明がありましたように、国民の方々からいただいた募金、これはそのままお一人200万円というものを元「慰安婦」の方々にお渡ししております。これは全額そのまま「慰安婦」の方にお渡ししております。先ほど有馬理事がご説明になりましたいわゆる女性尊厳事業、これは約2億円、先ほどご説明がありましたように政府から予算をいただいております。募金はこの予算のなかにはまったく入っておりません。

あとはいわゆる運営経費というものがございます。これは償い事業を進行していくための費用、それからその他人件費ですとかそういうものがございますが、それは約1億円ということでありまして。先ほどのご質問ですが、有馬先生のおっしゃった女性尊厳事業には2億円を使っております。

○司会 ありがとうございます。大沼理事、補足をお願いいたします。

○大沼 今のご質問に対するお答えで補足をさせていただきたいと思います。

一つは、なぜ170名の内訳を明らかにしないのかというご質問ですが、これは基金の中でも非常に多くの議論がありまして、基金の理事や運営審議委員、呼びかけ人というのは決して一枚岩の体制ではありません。いろいろな個人的には意見があります。様々な議論がありまして、国民から貴重な拠金をいただいている以上は完全にオープンにすべきだという議論も中にはありました。ただ、和田さんもおっしゃったように、元「慰安婦」の方々の立場というのは非常に厳しいものがあります。それはなかばわれわれの責任であり日本政府の責任であります。けれども、必ずしも正確な報道をしなかったメディアの責任というのも非常に大きいと思います。例えば韓国では、「慰安婦」問題というのはこれまで日本が韓国に対して誠実に対処してこなかった。日韓基本条約を結ぶときに十分な配慮をしなかったとか、あるいはその後も閣僚の間で様々な韓国国民を侮辱するような発言、日本の植民地支配、あるいは在日韓国朝鮮人問題、それからサハリン残留朝鮮人問題という、日本が責任を負うべき様々な問題のいわば象徴的な問題として韓国では受け取られてしまっている。韓国の中では、先ほど横田さんや和田さんからお話があったような、基金は日本政府の隠れ簞であるというイメージが非常に浸透してしまっているわけです。そういう中で元「慰安婦」の方が、いや自分はやはり受け取りたいんだということをおっしゃったとしても、お前は日本のそういう汚い金を受け取るのかというような雰囲気、韓国のインテリやメディア、あるいは一般市民の間にもあります。そういう中では、やはり受け取りたいけれども受け取ったということは隠して欲しいという非常に強い要望が受け取る方の側にあります。

それは台湾でも非常に似たような状況があります。台湾の場合一般には日本に対して韓国よりもはるかに対日感情はいいといわれていますけれども、こと「慰安婦」問題に関しては韓国と似たような状況が台湾の世論にあります。

そういう中で大多数の元「慰安婦」の方々は、受け取りたいけれども秘密にして欲しい。それはもちろん夫や子供のためということもありますけれども、そういう日本に対する強い非難の中で、あえて受け取るということがいわば民族的な裏切りであるというような受け取られ方をします。それは今までのつらい生活にさらにつらいことになるという気持ちがあります。われわれとしても日本国民からの拠金をいただく以上、できるだけ公開すべきだという気持ちがありますけれども、一番のわれわれの原点は、そういう被害者の方々の苦痛というものをできるだけ軽減して、精神的にも物質的にも助けることであるということから170名の内訳を明らかにしないのです。

フィリピンの場合には、多少韓国や台湾よりはいいですが、フィリピンを明らかにしますと、今度は170引くフィリピンが何人だ。そうすると韓国と台湾は何人だとなります。

率直に言って非常に残念なことです。NGOの間でも非常に意見は分かれていまして、アジア女性基金に対して厳しいNGOが、特に韓国や台湾ではむしろ有力です。そういう人たちは必ず、ではだれが受け取ったのかということで、犯人探しをやりだします。そうしますと結局われわれがいくら彼女らの希望をかなえて秘密にしておこうと思っても、結局はフィリピンの数を公表することでだんだんわかってきてしまうということになります。そういう意味で、国民からお金をいただきながら内訳を公表できないというのはわれわれとしても非常につらいことですが、そういう状況をご理解いただきたい。

○司会 ありがとうございます。それではほかにどな

たかご質問、ご発言ございますか。

○質問2 先ほどご報告の中でオランダに対する基金の償いの仕事のご報告をいただきました。この中でほかの国とすごく違っているなと思いましたが、内閣総理大臣がオランダの首相に宛てた書簡を送って「慰安婦」とされた方々に対する日本政府のお詫びと反省を表明しましたということをお話をいただきました。そしてこれは和田先生からは、この内容は私どもが知っております基金の償いのお金に添えられたといいますが、橋本首相のお詫びの手紙に比べますと年数もたっており、格段にはっきりしたといいますが進んだ中身であって、村山談話と橋本首相のお詫びの手紙の中間ぐらいというようなお話がございまして、ああそうなのかと思ったわけでございます。

私たちも、女性だからではないのですけれども、長い間「慰安婦」問題に取り組んできた中で悩みつつ女性基金でいかなければと、被害者の方々が亡くなる前にということやってまいりました。けれども、それでも私どもの友人たちが韓国でも、あるいは台湾でも私たちと非常に見解を異にしてしまったことを本当に心が痛いといいますが、まだ苦しみの最中でございます。互いに顔を合わせても触れないようにするというふうなことは、もう友達ではなくなるわけで、これは何とかしなければならぬことではないか。やはりこれは植民地であったというこの痛みに対して、日本が本当に率直にきちんとした謝罪の意思を伝えていないというふうな受け取られているということが大きいから、「慰安婦」問題についてもそういう見解になるんだということは十分わかりますけれども、その一つの解決方法としてはこのオランダに対してなされましたように、総理大臣の手紙をオランダの首相宛てに送られたというような、しかもその中身が被害者に対するお詫びの手紙よりもさらに進んだというようなものでありますならば、そういうやり方を韓国に対しても、あるいは台湾は難しいのかわかりませんが、そういうことができないものだろうか。そうす

ると私なんかはちょっと批判的な意見のように思われるかもしれませんが、韓国の被害者とかフィリピンの被害者には総理大臣のあのお詫びの手紙が行ったのに、オランダの方にはオランダの首相からさらに進んだ中身が届いてしまったわけです。そうしますと、日本政府は国によってダブル・スタンダードといいますが、そういう態度を取っていると。一番お詫びしなければいけない植民地であった人々に対しては違うんだというふうに受け止められるのではないかというふうな受け止めて悩んでいるわけでございますが、いかがなものでしょうか。やはり私は何とか韓国と台湾の方に打開の道を、これは総理大臣の手紙だから基金の手紙ではないのかもしれませんが、何らかの基金のご努力の方法というものはないものだろうかというふうな思って発言をさせていただきました。

○司会 ありがとうございます。オランダ首相宛ての日本の総理からのお手紙ということで、このお手紙の性質といいますが、これについて和田理事よりお話申し上げます。和田理事お願いいたします。

○和田 私が何かちょっときつい表現で申し上げましたので、ダブル・スタンダードということになったかと思えます。しかし、ダブル・スタンダードというのはちょっと違うと思います。要は表現の仕方です。新しい手紙には新しい手紙の努力があります。実はこの手紙は、日本の中では公表されておられません。基金のほうとしてはこの手紙が公表できるように、皆様にご報告できるようにしたいということで政府に言っておりますけれども、まだ政府のほうから最終的な返事をいただいております。ですから、今ちょっと官房長官の談話のほうはお配りしましたけれども、オランダの手紙のほうは、いずれ基金は今新しいパンフレットを用意しておりますので、それにはぜひ収録し、発表させていただくようにしたいと思えます。

最初のところ数行だけは読み上げてよろしいかと思

いますので、こういうふうになっています。これはオランダの首相宛てです。「わが国政府はいわゆる従軍慰安婦問題に関して道義的な責任を痛感しており、国民的な償いの気持ちを表すための事業を行っている女性のためのアジア平和国民基金と協力しつつ、この問題に対し誠実に対応してきております」と、こういうふうになっています。こういう内容です。

○女性 あとはどうなっているのですか。

○和田 あとはまだ発表されていません。

○女性 そこを聞きたいです。

○男性 一番違うところはどこが違うのですか。

○和田 私はこの冒頭部分が一番違うと思います。あとは村山談話と同じ表現が入っております。それから橋本書簡と同じ表現が入っております。両方でapologyとremorse、お詫びと反省という言葉が二回繰り返されております。そういうふうになっております。

それで今お話しの方につきましては、先ほど大沼さんのほうからもお話がありましたけれども、やはり韓国のほうにどのようにしたらやはり一歩でも前進だと認めていただけるようになるかと考えております。韓国の国民およびマスコミ、被害者の方々、大統領、そういうところにどうしたらそういうふうにしていただけるようになるかということです。それは基金の中でもいろいろな考え方がありまして、手紙の表現を少し変えていただくようなことはできないのかという意見ももちろんありますが、何がいいのか何ができるのか、そういうことはいろいろ難しい問題がありまして、まだ今のところ答えは出ておりません。理事長はそういう面につきましても、非常に意欲を持っていらっしゃるから、いろいろ期待をかけているところでございます。

○村山 一つ違うのは、やはりオランダの場合には日本の総理大臣からオランダの総理大臣に宛てたという手紙と、それからその他はみんな個人個人に謝罪を出している。そういう性格の違いがあるのではないかと思います。しかし、中身についてそれほど違いがあってはやは

りおかしいと私もそう思いますから、ご意見のあったようなことについては、これから十分話をして努力をしたいと思うのです。

それから、私は韓国に行って金大中大統領に会いまして、基金の話も若干いたしました。そのときに金大中大統領は、団体同士でできるだけ話し合っただけ欲しいというようなことを言っていましたけど、やっぱり誤解があるのではないかと思います。誤解があるというのは、さっき横田先生からもお話がありましたけれども、やはり政府が基金を隠れ蓑にして責任逃れをしている、それは許せんということなのです。ですからそれはさっきから申し上げておりますように、政府は基金を隠れ蓑にして責任逃れをしているというようなことではなくて、政府もやりたいんだけど、もうなかなかやる方法がない。従っていろいろ苦心をし、この基金を作って政府も積極的に償いをいたしますということの意味でやっているわけです。この基金というのは、さっきからお話がありますように、政府が作っているのですから。政府の責任で作ったのですから、政府に責任がないなんてことは言えないわけです。政府も応分の金を出して、差し上げる分については差し上げます。しかし「償い金」は、これはやはり政府の金を出すというのは若干筋が違うので、これはあくまでも国民の皆さんから募金をしたそのお金を充当させてもらいますと。ですから「償い金」には国民の募金から充当すると。それからその他の活動については全部政府の資金でやって、総合的にこの事業が進むようにやっただけというので、政府は全面に責任を負う立場でやっているということについては、皆さん方にご理解をいただきたいというように思うのです。私は、何も政府の立場をかばうわけでも何でもありません。私が作った張本人ですから、当然そうすべきだと。だから官房長官の談話をわざわざお配りしたのは、私が理事長を受ける限りにおいては、政府がもっと責任ある姿勢を示しなさい、そうでなければ私は受けられないよといって政府と話をして、そんな誤解があればそれは直しましよ

うといって政府が直したわけですから。それはもうまったく間違いのない話なのです。

○司会 ありがとうございます。次の方どうぞ。

○質問3 和田さんの基金活動報告に関連してちょっと数字的なことでお伺いしたいことがあるのですが、今までに集まった「償い金」、国民からのお金が4億4,800万円と書いてあるのですが、確か1998年の末で4億8,300万円、去年の末に4億8,500万円という数字、これは私の誤解なのかどうか。減っているということはないだろうと思うので、これが一点です。

それからもう一つは、現在160名近い申請者が認定の過程にありというのが2ページに印刷されているのですが、これが全体なのかフィリピンだけということなのか、これはちょっとはっきりしないのですが。ただ報告していらっしゃる最中に、新たな申請200人というふうにおっしゃった。そうすると、これを印刷してからきょうお話があるまでの間に40人も増えたのかなと、実はそれがちょっと心配になったわけです。つまり今のところ認定権というのを基金が持っておりませんので、全部向こうに依存しているわけです。そうすると、北朝鮮のことも考えますと、これがどんどん増えていくという、いわばエンドレスという感じが出てくる。そのときに一体どうやってこれを負担していくのかという説明が少し足りないのではないだろうかということ。それで、今回さっきもちょっとお話があったのですが、内訳は公表できないと。そうすると薄々知っている人はたくさんいるのですけれども、160名ないし200名という人がまた申請してくる。これに支払う。これもやはり内訳が公表できないというのは、やはり最初の緊急避難的な段階ならともかく、きょうは一種の会計報告でもあるわけですから、これを公表しないままに次の新たな募金活動を開始するというのは、私はかなりこれは不自然でかつ無理があるのではなからうかということ懸念しているわけであり。その辺をひとつどなたかお答えいただければ

と思います。

○司会 募金額につきまして、専務理事よりお願いいたします。

○伊勢 今ご質問のありました4億8,000万円という募金額のお話でございましたけれども、このうち3,800万円というのは基本財産に入っております。基本財産としてご寄付をいただいたお金でございます。ですからこの償い金として使うお金というものは、だいたい約4億4,000万円ということになっております。

○和田 ご質問のあった件ですが、実はきょうお配りした文章は、5周年にあたりまして9月1日に作成したものでございます。そのときの段階で160名ということでしたが、その後増えているということを知っております。主としてこの場合はフィリピンの方でございます。申し上げましたが、韓国では事業を停止しておりますので、韓国では現在のところは申請を受け付けておりません。ですからこれは主としてフィリピンの方でございます。

それで、結局実際基金がスタートしましたときには、各国で300人ぐらいいるのではないかという見積もりを持っておったと思います。韓国で150人くらい、それから台湾が40名くらいですか。それでフィリピンがそのほかということで、だいたい300名くらいだろうということで、そのときもし1人200万円ずつ差し上げるとすれば、6億円必要であるというような計算をしていたと思います。それが4億5,000万円くらいで止まっておりますから、やはり足りないということがあるのです。今でももちろん韓国台湾全員が手を挙げていただくということになりましたらたちまち足りないわけです。

確かにそういうわけでございますから、申請者が出て、そして償い金を差し上げなければならない。これは申請者が認定されるかどうかということは、フィリピンの場合にはこれからの認定作業の問題ですから全員が認定されるということはないのですけれども、しかしとにかく認

定された方が出たら差し上げなければならない。これは政府とこの基金の公約でございます。石にかじりついてもということでしょうか、募金をして、そして政府も考えて実施していくということになろうかと思えます。

さらに中国については現在までのところまったく白紙でございますが、いつの日か中国のほうで中国の「慰安婦」の方々がアジア女性基金から受け取るというようなことになりましたら、それはそういう方がかりに100人出ても、すぐ2億円が必要だということになります。償い金を、これは1人当たり200万円ずつ差し上げるといことは並大抵のことではないと思えます。それはひとたび日本政府がこういうことを世界に公約しました以上、現在の四ヶ国／地域以外の国でそういう話になっていけば、それを実施していかなければならないということが国家の公約であろうと思えます。それは大変なことだということは、ご質問者のおっしゃるとおり大変なことだと思えます。もう完全に基金で処理できる問題ではないわけで、日本政府の問題として考えていかなければならないと思えます。

○司会 それではだんだん時間が押してまいりまして、先ほどお手を挙げておられた方2名いらっしゃいます。そのお二方ご質問をお受けします。どうぞお願いいたします。

○質問4 実は主婦会館で何年か前に何回かこういう集まりがありましたときに、もちろん女の方が大変舌鋒鋭く、こういう慰安所に遊びに行った男の人たちはみんなダメな、早く言えば悪い男の人たちだというふうに、かなり舌鋒鋭くおっしゃいまして、そのとき壇上にいらした原さんなどは本当に紳士でいらっしゃいますから、原さんなどはもう本当に消え入らんばかりの形をしていらしたのです。

私は、そのおっしゃる女の方の気持ちはわかるのですが、家に帰りましてつくづく考えたら、考えたらというよりもいろいろなお話を聞いたときに、もちろん慰

安所ができてそこに遊びに行こうと思った兵隊さんもいたということです。だけどその兵隊さんが、例えばその慰安所の門の前でハッと立ち止まって、自分はどういう所に遊びに行って、そういうことをして人間としていいんだろうかと、やはり踏みとどまった。そういう話をたくさん聞いたわけです。すべての男の人が兵士になって慰安所に遊びに行ったわけではなくて、やはり何人かの人が、これはやはり人間として違うのではないかというふうな話を、それからあと何回か聞かされました。それから私が思ったことを一言でまとめますと、その踏みとどまった兵隊さん、男の方たちは、やはりそういうことを踏みとどまらせるような家庭教育、しっかりした家庭教育、それはもうほかならないやはりその方たちのお母さんがしっかりして、そういうことを人間としてしてはいけないんだ。もちろんお母さんが自分の息子が兵隊に行ったときに慰安所に行くなんていうところまで予見するはずはありませんけども、やはり人間としてしゅちゅう家庭の中で、人間というのは最低どういうことをしなければいけないのか、どういうことを守っていくのが人間であるかというのを身をもって子供に示していたら、その示していた方のお子さんたちはやはり踏みとどまって、いや、やはりこれはいけないと、門から一步も入らずに戻ってきたということだと思えます。

そういうお話を聞きますとやはり、舌鋒鋭く「慰安婦」の問題というのは全部男の方の責任であるというふうにおっしゃって憤慨していらした女の人の気持ちもわかりますけれども、もう一段考えてみたら、それは日本国民の中の半分以上を占める女の方のお母さんとしての役割、家庭としての役割、そしてそこに人間、日本人は宗教観がないといえはそうかもしれないかもしれませんが、宗教観がないといえは宗教観をもっと超越した、人間としてありたいこと、そういうことをお母さんが身をもって教えなければいけなかったのではないのでしょうか。それをちょっと、本題とは違いますが申し上げたくてお話しさせていただきました。

○司会 ありがとうございます。本当におっしゃるとおり、この問題はかかわっていた人も直接かかわっていませんでした人も、それからその後に生まれた若い世代もみんなで重く受け止めて考えていかなければいけない問題だと思いますので、本当にありがとうございます。

○質問5 大学で勉強しています。お聞きしたいことが二つあるのですけれども、一つ目は、今日的な女性の問題について私たち一般市民に対しての勉強会というのがあるのかということと、あと私は今学生ですので、募金としては協力はできないのですけれども、募金以外の手段での協力という形で、そういった手段はあるのかということをお聞きしたいと思います。

○司会 それでは、今日的な問題について有馬理事、お願いできますでしょうか。

○有馬 例えば私どもは国際会議を行っておりますし、それから様々な形のシンポジウムというのもありますし、小さい研究会もあります。公表もしていますが、もしよかったらお名前など教えていただければ、お知らせをお送りするようにいたします。どうぞ積極的にご参加ください。ありがとうございます。

○司会 ありがとうございます。それから募金以外の協力についてということですが、これは専務理事お願いできますか。

○伊勢 私たちの事業を通しまして、若い方たちの参加というものが、本当にこれは大事になっております。私どもはいろいろな会議をやっておりますが、今、有馬理事がおっしゃったようにどんどん参加していただきたいと思っておりますし、募金のほうにいろいろな事業に関する提案というものもしていただきたいと思っております。またこれからますます、今までもやってまいりましたけれども、大学などを回りまして、この戦争の問題、女性の尊厳の問題などを、積極的に大学生の方と意見交換をしたいというふうに思っておりますので、そういうときには本当に積極的に参加していただきたいと思っております。

それから、募金以外におっしゃっていらしたのですが、募金以外、本当にそういうふうにお考えを出していただく、活発に参加していただく、これが大事なのですけれども、この国民的な動き、日本の国民はこうやってアジアの方々に気持ちを伝えたいんだという言葉、これは気持ちの償いの大事な中心なので、これは金額ではございません。本当に若い方たちが本当に少しでも募金していただくということは、日本の償いということにつながりますし、また将来の世代、アジアとの新しい関連とのつながりで大事なことだと思います。それから私どものホームページを開けてくださいましたらば、いろいろな催し物のお知らせをしておりますので、よろしく願いいたします。

○司会 大沼理事、お願いいたします。

○大沼 ちょっと一言だけ。アジア女性基金に市民の方で全国各地で募金運動をして助けてくださっている方がおられます。東京でも重藤さんたちなんかは非常に私どもを助けてくださっています。ですから、お帰りの際でも皆さんの中でおられればぜひ、自分はこのことができるからということをおっしゃっていただければ、事務局のほうでご連絡したいと思います。

それからもう一つ、今、伊勢さんが最後におっしゃったことで、たとえ100円でも50円でもいいのです。それと共に大事なものは一緒につけてくださる手紙なのです。それをわれわれが韓国語に訳したり英語に訳したりして犠牲者のもとにお届けする。もちろんお金は喜んでくれますけど、こういうふうに日本の市民の人たちが自分の運命について考えてくれて、それで謝ってくれているんだ、そういうことが被害者に安らぎを与えて、神経、心というものを癒すということがあるのです。ですからお金の金額、もちろんそれもいっぱいいただければそれはありがたいことですが、若い方はそう無理をしなくとも、むしろそういうお手紙をください。それをわれわれは必ずお届けをします。

○司会 ありがとうございます。それでは最後にお一人

だけ、これで質疑応答を終わらせていただきます。

○質問6 先ほど和田理事から、いろいろ韓国でのこれまでの活動報告をいただきましたが、ではこれからどうするかということなのです。それがなかったのです。アクション・プログラムみたいなものが。だから韓国についてこれから果たして展望が開けるのか、そういったところのお話もなかったし、では解決されない困難な問題であれば、どのようにアプローチしていくのか、もっと粘り強いという活動をしていくのか、そういった具体的なこれからのことがお話がなかったようにうかがわれます。

それからもう一つは、この申請が2001年8月までですか。そうするとこれ終わったらどうなるのですか。それから北朝鮮の「慰安婦」の問題もございますけれども、今、日本と北朝鮮は国交がありません。だから申請者の問題も当然ないと思いますが、ではこの人たちは一体、この2001年8月の期限が終わったら一体どういう扱いになるのか、そういったところも全然お話を伺っていなかったものですから、ちょっと寂しいなと思いました。お願いいたします。

○司会 では、お願いいたします。

○和田 これは各国で事業を開始したときから5年となっております。ですからフィリピンが一番早く実施しましたので、それで2001年ということになっています。韓国は1997年1月から2002年1月までになっています。しかし韓国も時間がもう残り少ないわけです。ですからその間にやはり何とか前進したいという気持ちがあるということなのです。

北朝鮮の問題については、これは政府間の交渉でこれから進められていきますし、北朝鮮政府のほうとしては一括補償ということによっておられますから、政府間の話し合いになると思います。それがまとまった上で、個人に対する手当が必要だという話になって、アジア女性基金が受けてそれを事業とするということになれば、そ

のときから5年間ということになるわけです。ですから、そこはまだ何ともわからないわけです。

では韓国のほうについてどういう打開の手があるのかということですが、これが一番願っていることをございますけれども、率直に言って非常に難しいわけです。それで、やはりこの点につきましては、できるだけ皆様方のご意見も集めまして、いろいろな努力をしていきたいと思えます。何せようやく最近になってご報告しているありさまで、韓国では今一時停止状態にあるということも9月になって初めてご報告したわけでした、皆様に会合でお話しするのも今回が初めてでございます。そういう状況の中で時間が2002年までということになっている。そういう状況の中でどうしていったらいいかということなのです。いずれにしても基金が立っている立場というのは何なのかということをもういっぺん再確認して、それをやはり持って行って扉を叩くという以上のことはないのではないかと思います。それについてどういうやり方があるとか、それに対してわれわれももうちょっと新しい努力が必要かとか、どういう努力を日本政府もできるのか、そしてわれわれもできるのかというようなことを考えていく必要があると思えます。

○村山 韓国の政府が、この「慰安婦」の方々に支援金を差し上げるということにしたわけです。日本からの「償い金」は受け取るべきではない、受け取るなど、こういうことになっていますから、それを押し切ったまたこっちが「償い金」を出したのでは日韓関係がおかしくなる可能性もあります。また、挺対協が抵抗しているわけです。それにやはり韓国政府が動かされて韓国政府が支援金を出すということにしたわけです。それで日本から「償い金」を受け取るなどということになっていますから、従ってそれを押し切って何でもかんでもやるのだといったのでは、受け取る側の人にも困るだろうし、それから日韓関係もまたぎくしゃくしてよくないということで、一応打ち切っているわけです。けれども、これは韓国の該当者の皆さんは別の気持ちもまた持たれている方

もあるわけですから、従って韓国政府とも話をし、それから反対運動をしているNGOの方とも話をし、できるだけ行き違いのないように了解の努力をしていくということ以外はないのではないかと考えています。韓国の大統領にお会いしたときも、やはり団体同士で話がつくといいのですがということも大統領は言っていましたから。だからそういう努力は機会を見てやらなければいけないというふうに思っております。

それから北朝鮮の問題は、これは過去の清算の問題で、これから日朝間の正常化の話し合いの中でされていくわけですから、そこで一括片がつけば、それは片がついたで結構だと思います。そうでなくて、やはり個人個人のものが残った、どうしてくれるんだという話になれば、また基金が扱うものになっていくのかどうかというのは、これからの経過を見なければ何とも言えないという状況にありますから、注目しておるということ以外にはないのではないかとこのように思います。

○大鷹 質問6の方は韓国の方でいらっしゃるのか。今いろいろと応答がございましたけれども、あなた自身はこの韓国と日本とのこの問題、いろいろと複雑な政治的な面もございますので、とても苦しみながら私たちはやってきたのですが、あなたが何か私どもにいただくアドバイスというものは、今ございますか。聞かせてください。

○質問6の方 一番ネックになっているのは、やはり挺対協だと思うのです。その人たちをいかに説得するかだと思うのです。それはやはりわたしは日本側でこうやっていますとか、理解してくださいでは通用しないと思うのです。やはり何かそういうアピールを、心の底まで訴えるような方法で何かやらないと、彼女たち彼らは動かないと思うのです。だから一つの方法としては、漠然とした方法ですけども、例えば挺対協の代表者たちを何人か、一人だけではなくて数人、アジア女性基金の本部のほうで研修とかそういうのを受けてもらって、こういうことをしていますよということを実際見てもらったらい

かがですか。一人だけではなくて、やはり代表者の方を数人、例えば5、6人でも10人ぐらいでもいいのではないですか。そうするとかなり考えがいい方向に変わるのではないかなど私は考えたのですけれども、その期間をどうするかです。研修期間を、例えば1週間では短いでしょう。やはり1カ月ぐらい滞在してもらってじっくりと見てもらったほうがいいのではないのでしょうか。もう隠さずに。そう思いました。

○大鷹 本当にありがとうございました。

○司会 まだまだいろいろお伺いしたいのですが、質疑応答の時間はここまでとさせていただきますと思います。ありがとうございました。

参加者の皆さんへのお願い

○伊勢 会場の都合もございましてここで終わりとさせていただきますが、本日はこうやってご来場いただきまして本当にありがとうございました。きょうのことに関しまして、いろいろと足りない点もございまして、どうぞとどしどしご意見をお寄せくださって、またこの次にご報告する機会を作りたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それから募金についてお礼を申し上げたい。本当にたくさんの方々方が5年間も続けてここに募金を届けてくださいました。そしてほとんど毎日一通の割ぐらいでメッセージをいただいております。今いただいておりますメッセージは、募金の役員全部これを読ませていただいております。これが大変私どもの勇気の源になっております。どうぞよろしくお願いいたします。9月1日村山理事長がご就任になりましたときから、いわゆる「キャンペーン2000」というものを立ち上がらせておりまして、きょうまでに約2,000万円のお金が届けられまして、この大半は国民の一人一人からの募金でございましたので、本当にここでお礼を申し上げるとともに、今後ともよろしくお願いいたします。

○司会 どうもありがとうございました。 (了)

アジア女性基金創立5周年 における基金活動報告

「女性のためのアジア平和国民基金」（アジア女性基金）は、いわゆる従軍慰安婦問題に関して、道義的な責任を痛感した政府の決定に基づいて、政府と国民が協力して、元「慰安婦」の方々に対する全国的な償いの気持ちを表すための事業と、女性をめぐる今日的な問題の解決のための事業を推進するとの趣旨で発足いたしました。

1995年7月19日の発足以来、5年を経過し、この間基金にはさまざまな批判も寄せられました。基金のたどった道には、単に「国家補償はか非か」ととどまらない多くの困難がありました。しかし、拠金者の皆様、国民各界の方々のご声援、関係省庁の担当者のご協力によって、基金は今日まで事業を進め、基本的な成果を得たと申せます。

償いの事業内容

アジア女性基金の償いの事業は、今日までにフィリピン、韓国、台湾において170名、さらに、オランダにおいては、償い事業の一環の医療福祉支援事業を通じて77名、計247名の元「慰安婦」の方々に対して実施されました。また、インドネシアでは、「高齢者社会福祉推進事業」を行っております。

フィリピン、韓国、台湾の元「慰安婦」の方々お一人お一人に対しては、償いの事業を実施する際、総理大臣のおわびの手紙が渡されます。そこには「いわゆる従軍慰安婦問題は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題」と認識し、「道義的な責任を痛感しつつ」、「数多の苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われた」すべての元「慰安婦」の方々に対し、「心からのおわびと反省の気持ちを申し上げる」ことが日本国内閣総理大臣の名において表明され

ています。

償いの事業においては、第一に、元「慰安婦」の方々に対するおわびと反省の気持ちを分かち持つ国民から基金に寄せていただいた募金から、「償い金」200万円を元「慰安婦」の方々にお渡ししています。募金は現在まで総額約4億4,800万円に達してします。「償い金」のお渡しはフィリピン、韓国、台湾で170名に実施され、3億4,000万円が支出されました。残金は約1億800万円となっています。

第二に、政府は、おわびと反省の気持ちを表すために、元「慰安婦」のお一人お一人に対して、アジア女性基金を通じて、政府資金による医療・福祉支援事業を行っています。その規模は、各国・地域の物価水準を勘案して決められました。韓国・台湾・オランダでは300万円相当、フィリピンでは120万円相当となっています。具体的には、住宅改善、介護サービス、医療・医薬品補助等、元「慰安婦」個人の実情と希望を配慮し実施しています。

これに前述の総理のおわびの手紙を加えたものが償いの事業の3つの柱です。

各国別実施状況

各国別の事業についてご報告します。フィリピンでは、有力な女性団体であるリラ・ピリピーナと女性の人権のためのアジア・センターの支援を受けて提出された申請書を、フィリピン政府タスクフォース（フィリピン政府の各省庁で構成された「慰安婦」問題特別委員会）が審査します。その結果、元「慰安婦」と認定された方に基金が「償い金」をお渡しし、併せて、社会福祉開発省を通して医療・福祉支援事業を実施しております。申請は順調で、認定は現在も進行中です。現在160名近い申請者が認定の過程にあり、約1年後に迫った申請締め切りの2001年8月までには、さらに申請が増加するものと思われる。

韓国では、元「慰安婦」と行動をともにしてきた運動団体やマスコミからご理解がいただけず、1997年1月に

申請を出された7名の方々に事業を実施した後も、基金への批判が寄せられました。そこで一時事業を見合わせていましたが、1998年1月韓国の4紙に広告を掲載して事業の再開に踏み切りました。その後韓国政府が生活支援金を出されましたので、原文兵衛前理事長名で、基金の「償い金」と韓国政府の生活支援金は性格が違っており、したがって両立できるものであることを認めてほしいと申し入れました。その後さまざまな交渉と経過の後に、韓国の政府と世論に配慮して、現在では韓国での事業は停止状態にあります。基金事業につき理解を得られるように引き続き努力していきたいと思えます。

台湾でも、台湾当局や有力な女性団体にご理解がいただけないまま、元「慰安婦」個人の方々の気持ちを尊重すべきだという弁護士頼浩敏氏にご協力をいただき、氏の萬國法律事務所を申請の受付先に指定して、1997年5月台湾の3紙に広告を掲載し事業を行っております。以後、毎年1回、台湾各紙に、一人でも多くの被害者に基金の事業についての情報を提供し、また、一般の人々にも事業の内容、性質を正確に理解してもらうことを目的として、広告の掲載を続けています。

基金の償いの事業を受け入れた元「慰安婦」の方々は、それぞれ深い思いをもっておられます。ある韓国人被害者は、基金の事業を受け入れることを決められましたが、当初は基金の関係者には会いたくないという態度を示されてきました。しかし、基金の代表が総理の手紙を朗読すると声をあげて泣き崩れ、基金の代表と抱き合っ泣き続けて、自分の「慰安婦」としての経験や帰国後の苦しみなどを語り出されました。日本政府と国民のおわびと償いの気持ちはしっかりと受け止めていただけたと考えております。

オランダでは、1998年7月15日、基金とオランダ事業実施委員会との間で覚書を締結し、総額2億5,500万円の規模で、医療・福祉支援事業が実施されました。被害者の77名の方々が受け取られ、事業はほぼ終了しています。内閣総理大臣はオランダの首相に宛てた書簡を送り、

「慰安婦」とされた方々に対する日本政府のおわびと反省を表明しました。この書簡はその後、被害者お一人お一人に届けられました。これを受け取った被害者の方々から、いろいろな感謝の言葉が事業実施委員会に寄せられました。その中のお一人からの手紙をご紹介します。

「あなたが私のためにして下さり、これからもして下さるすべてのことに対してお礼を申し上げます。この金銭的な補償だけでなく、15歳の少女であった私が受けたあの悲惨さのすべてが認められたことに対してです。そのことが、いまもお口を開けていて、それをかかえて生きていくことに耐えてきたあの傷の痛みを和らげてくれます。」

インドネシアでは、同政府が元「慰安婦」の方々の認定を行わないとして、元「慰安婦」個人に対する事業ではなく、「高齢者社会福祉推進事業」への支援を受けたいと日本政府に申し入れました。基金は日本政府の要請を受けて、1997年3月25日、インドネシア政府社会省との間で覚書を締結し、総額3億8,000万円の規模で10年間にわたり支援を行うことになりました。初年度と第2年度の事業として11の施設が完成し、現在124名が入居しておられます。

歴史の教訓とする事業

歴史の教訓とする事業は、基金の「償い事業」と密接不可分な事業、その柱の一つとして構想されました。

まず第一は、「慰安婦」関係文献の書誌データの整備です。1997年9月に『「慰安婦」関係文献目録』が出版されました。その後この内容はデータベース化され、基金のホームページでアクセスできるようになっています(<http://www.awf.or.jp>)。第二に、政府が調査して集めた「慰安婦」関係の資料を影印本として公刊しました。1997年3月から1998年7月にかけて刊行された「政府調査『従軍慰安婦』関係資料集成」全5巻です。第三に、「慰安婦」関係資料委員会を設置し、96年、97年、98年において、委員の出張および研究委託により、防衛研究所の金原文書の調査、沖縄県所蔵の資料調査、インドネ

シヤ、ミクロネシアでの聞き取り調査、アメリカ、オランダ、ドイツ、台湾の公文書館での調査を行ないました。これらの調査報告をふくめ、1999年2月に「『慰安婦』問題調査報告・1999」を刊行しました。これらの刊行物は国内および関係国の公共図書館に配布され、関係方面から高く評価されています。

今日的な女性問題への取り組み

なお、アジア女性基金は、歴史の反省を踏まえ、現在も女性に対する暴力や人権侵害が世界の各地で一向に減少しない実態について、積極的にこれらの問題に取り組む、女性たちへの暴力や人権侵害のない社会をめざすため、さまざまな事業を行っております。

この5年間に、ドメスティック・バイオレンス(DV)、人身売買、援助交際、紛争下の女性の人権、司法と女性等の問題を取り上げ、内外のNGOや専門家との共同作業や、自治体また国連やその他の国際機関と協力しながら、国際会議や調査・研究・研修等を行ってきました。これらの事業の積み重ねを実際に役立つものとするため、報告書作成や教育・啓発のためのビデオ制作を行い、市民団体、自治体や女性たちの活動に利用していただいております。また、問題に直面し、被害にあっている女性の救済や援助のための能力を高めることを目的とした研修も行ってきました。アジア女性基金の尊厳事業では、特に、被害者の立場からの問題の認識と解決を重要視しています。当初、この事業も「なぜ基金が」と一部のNGOからご理解をいただけなかったのですが、5年間の活動を経て着実に受け入れられ、その意義が認められつつあると考えております。

基金の願い

こうして政府と国民の協力によって、アジア女性基金は、元「慰安婦」の方々に対して全国民的な償いの気持ちを表す事業と、今日的な女性の問題に取り組む尊厳事業を推進してきました。基金としては、これらの事業が元「慰安婦」の方々の名誉の回復に資し、また、被害を受けたすべての女性の支えや自立の一助となることを願

うものです。償いの事業を受け取られたすべての方々が社会的認知を得られるよう、基金としてもそのために全力を尽くしたいと考えております。さらに、今日的な女性問題にかかわる事業について、これまでも多くの研究者、自治体、マスコミ、政府、国際機関、NGO等の協力をいただいておりますが、いっそうの協力関係が実現できるよう希望しております。

アジア女性基金の償い事業は完了しておりません。被害を受けられた方々、関係政府・当局、市民の皆様の一層のご理解をお願いする次第です。事業が停止している国においては、政府と関係団体のご理解を得て事業を再開できることを願っております。

アジア女性基金事業報告会
— 2000年度報告書 —

■2001年3月15日発行

■発行／財団法人 女性のためのアジア平和国民基金
〒107-0052

東京都港区赤坂2-17-42 赤坂アネックス

TEL 03-3583-9346 FAX 03-3583-9347

e-mail:dignity@awf.or.jp

website:<http://www.awf.or.jp>
